

中等教育の現場における 宗教

三重県内宗教系学校の実践

川又 俊則

“ Religion ” in secondary education

Religious schools in Mie Prefecture

Toshinori KAWAMATA

Abstract

Generally by elementary and secondary education of modern Japan, it is said that "religion knowledge education" is not made enough. It is clear to tackle original "religious education" of each school through the lesson of a religion event or "religion" in the religious school in Mie Prefecture as a result of investigation. Moreover, it is devising also with each school. But, students and teachers also have few believers in each school. Therefore, it can be said that "religion knowledge education" and "religion cultivation of aesthetic sensitivity" are used as a base more nearly rather than not a propagation attitude but a posture which removes students; religion allergy and religious indifference, and "cult education."

キーワード：宗教教育,宗教系学校,学校行事,授業,宗教アレルギー

Key Words：education of religion, religious school, school event, lesson, religious allergy

1 . 問題の所在

一昨年末に改正公布された教育基本法については、改正前から改正後まで、マスコミ・教育界・宗教界その他で様々な議論がなされた。「愛国心」や「家庭教育」、「地域と教育」等、改正後の内容に関しては、様々な議論のポイントがある。本稿に関連する「宗教教育」は、改正以前より議論噴出だったが、結局、今回の改正で、条文に直接関わる文言としては「宗教知識教育」が追加されただけあった¹⁾。

初等・中等教育の現場における 宗教 について、法律等の成立過程を調べた貝塚茂樹や杉原誠四郎らの議論によれば、第二次世界大戦後の10年ほどの間に、立法・行政側において、「宗教教育」に関する対応の拙さの結果、「宗教教育」は「棚上げ」されたまま現在に至っているこ

とが分かる²⁾。また、「宗教教育」は従来、「宗派教育」「宗教知識教育」「宗教的情操教育」という3区分で議論されていたが、近年では「対宗教安全教育」や「宗教文化教育」なども提唱されている³⁾。

現在も国公立小中高の各学校では、少なくない教員たちが「宗教教育」に正面から関わらずに過ごしている⁴⁾。一方、文部科学省では、道德教育の充実を目指し、2002年に小1から中3まで「心のノート」を配布した。この「心のノート」は、教科書でも参考書でもないと言われるが、補助教材としては活用を期待されている。この「心のノート」に関する賛否の議論は諸々あるが、開始5年で成果を結論づけるのは早計かもしれない⁵⁾。

宗教系私立学校の場合、「宗教教育」は各学校の設立方針や建学の精神に直接関わるものである⁶⁾。日本国憲法や教育基本法に照らしても、各私立学校での宗派教育は認められている。だが、開学当初は宗教の布教的意図がある学校であっても、現況を見ると、宗派教育を全面展開しているところか、私学として存続し続けるため、国公立学校以上に進学実績を高める方向へ向かっているようにも見受けられる⁷⁾。

「宗教教育」は上記の通り、一般論や歴史的遡及など多様な面での議論が可能であるが、本稿では宗教系の中学・高校の現場を具体的に上げたい。かつて『宗教教育の理論と実際』（1985年、鈴木出版）が刊行され、その後、『宗教教育資料集』（1993年、すずき出版）、『宗教と教育』（1997年、弘文堂）など広範に具体的事例を収録した論集の刊行が続いた。その後10年以上が経ち、かつ、先述通り、教育基本法改正など見逃せない動向もある。

昨年8月に刊行された『現代宗教2007』の「宗教教育の地平」という特集で収録された論文は、今後このテーマを論ずるときに必ず参照されるような重要なものばかりである⁸⁾。長年「宗教教育」に言及してきた二人の対談に始まり、教育基本法の改正、教科書、道德教育、キリスト教系学校、各国の宗教教育、ホリスティック教育、死生ケア教育、大学におけるカルト問題と、多彩なテーマであり、かつ長年の調査研究・実践にもとづく専門的現代的議論がなされているからである。だが、それで「宗教教育」に関する全てが述べ尽くされているわけではない。例えば、日本の国公立学校や宗教系学校の事例等は示されていない。

そこで本稿に存立意味が出てくる。筆者は本稿で、「宗教教育」に関する基本的前提を、先行研究を概観する形でごく簡単に示した後に、筆者が昨年行った三重県内の宗教系中学校・高等学校の調査結果を示し、具体的な事例にもとづいた若干の考察を提示する。

筆者は「宗教教育」に以前より関心を寄せてきたが、これまで、数編しか形にしてこなかった⁹⁾。本稿は2つの口頭報告を下敷きにしながら、筆者の問題意識を整理しつつ、今後の課題を示す形で成稿したものである¹⁰⁾。

2. 世界における「宗教教育」

世界各国の教育と宗教を概観すると、「政教一致」「政教分離」「政教折衷」など、政治的状況

と教育状況が大きく異なりつつ展開していることがいくつもの研究報告から理解できる。

世界各国における国家と宗教の関係は、政教一致主義、政教分離主義、政教折衷主義に3分できるという¹¹⁾。は、国家と宗教は区別されるものの、ともに唯一の意思で統治されるべきとする立場であり、イギリス、イスラーム国家などが該当する。は、国家と宗教が相互に干渉しないことを原則とし、国家は宗教に対して中立的な立場を厳守する立場である。アメリカ、フランス、旧ソ連などが該当する。日本もこれに該当する。ただし、宗教に対して、アメリカは積極的（好意的）、フランスは消極的（非友好的）、旧ソ連は否定的（敵視・反感）などと分類できる。は、国家と宗教が分離を意図しつつも、一定の領域で法的制度的関係を持つ立場である。国家が特定の宗教を公認し、特別の保護を与える公認主義と、そうではない同格併存主義がある。前者の例にはコロンビア、シリア、後者の例には、ドイツ、イタリア等がある。

それではそれらの国々で、教育はいかに行われているのか。江原武一たちの共同研究が刊行されているので、それを参照したい¹²⁾。江原たちの共同研究では、公教育に宗教教育を独立した科目として導入しているかどうか、その国の社会経済的発展段階、この2つで以下の4区分をした。すなわち、(a)宗教教育を科目として導入している発展途上国(インドネシア、マレーシア、タイ、トルコ、レバノン)、(b)宗教教育を科目として導入していない発展途上国(フィリピン、中国)、(c)宗教教育を科目として導入している先進諸国(イギリス、オランダ)、(d)宗教教育を科目として導入していない先進諸国(フランス、アメリカ、日本)の4つである。

これによると、日本は政教分離、かつ(d)宗教教育を科目として導入していない先進国に分類され、それは、フランスやアメリカと同様であることが分かる。

3. 戦後日本の「宗教教育」

上記のように「政教分離」と分類される日本の宗教教育は、第二次世界大戦後、大きく変化した。本節では、憲法・法律等で「宗教と教育」に関連する条文を確認し、それらの成立前後を検討した概観して、第二次世界大戦後の「宗教教育」の歩みを確認しておきたい。

(1) 憲法と法律にみる「宗教教育」

日本国憲法の第20条には、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。第2項 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。第3項 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と、宗教の自由保障と政教分離が同時に謳われている。

(改正前の)教育基本法では、第9条で「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。第2項 国及び地方公共団体が設置す

る学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」と、国公立学校での宗教的中立性が規定されている。

私立学校においては昭和 20 年、文部省訓令第 8 号、「私立学校ニ於ケル宗教教育ニ関スル件」が定められ、法令に定められている課程外（朝礼や放課後、入学式・卒業式等）で、特定宗教による教育や儀式を行うことが許された。つまり、「宗派教育」が認められたのである。生徒の信仰の自由を妨害しないことや学則に「宗派教育」を明示しなければならないことなどの条件が付けられたものの、それまで続いた明治 32 年の文部省訓令第 12 号で宗教上の教育・儀礼をすべて禁止したことを大きく転換させる教育政策だったと言えよう。

学校教育法施行規則の第 24 条 2 項には、「私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の道徳に代えることができる」とあり、同第 55 条には「中学校にも準用される」とある。

以上、現行の憲法や法律の内容を見れば、日本においては国公立学校では、特定の宗教を教えること、すなわち宗派教育は認められていないこと、私立学校では逆に、宗派教育も認められていることが理解されよう。また、特定宗教でない場合、決して教えることを否定されていないことも確認できる。

（ 2 ）「宗教的情操教育」の議論

「宗教的情操教育」は、占領期の教育刷新委員会での論議が起点となる¹³⁾。昭和 21 年の第 90 回帝国議会では、「宗教的情操教育」に関する決議が満場一致でなされた。戦後の教育再建の基礎と見なされたのである。だが、「宗教的情操教育」自体の定義、つまり、憲法に抵触する行為と許される行為の分別や、特定の宗教によらないで宗教的情操の涵養が養えるかどうか議論の中心となった。一方、当時の民間情報教育局（CIE）の内部でも、教育課と宗教課で見解が対立していた。教育課は、社会科等で宗教学習の意義を認めるなど、政教分離原則を柔軟にとらえようとし、宗務課は「神道指令」を中心とする政教分離原則を厳格にとらえ、国公立学校における宗派教育、宗教的活動を極力排除しようとした。

上記のような議論の結果、教育刷新委員会を中心とした日本側の議論の結論として、「宗教的情操教育」の定義や内容を明確化はできず、根本理念の追究を棚上げし、重要性を前提としたものとなった。そして、このような議論の流れは、結果として、「日本側の中に、『学校教育では宗教に触れない方が安全だ』という空気を醸成し、それは基本的に今日まで連続」することになったのである¹⁴⁾。

4 . 宗教教育の事例 先行研究からの紹介

本節では、「宗派教育」ではなく、「宗教知識教育」や「宗教的情操教育」はいかに教育現場でなされているのか確認したい。だが、筆者の調査はまだ十分ではないので、本稿では先行研

究者たちの紹介する事例を概観しておこう。

(1) 小学校・中学校

福井県のある中学校では、給食後に全校一斉の清掃活動が行われていた¹⁵⁾。15分間、生徒は私語を全くせず、ほうきやぞうきんを黙々と動かす。この「黙動清掃」は1985年から続けられ、下校時には全校生徒による3分間の黙想もある。他の小学校で行われていた正座呼吸法等は、県教育委員会から研究奨励に選ばれたこともあるが、県内外から「教育基本法に反した、特定の宗教の価値観の押し付け」との批判もあり、やがて行われなくなったという。

「死の教育」「いのちの教育」については、様々な試みが各地でなされている。広く一般に知られている取り組みとしては、石川県で金森俊朗が実践してきた「いのちの授業」であろう¹⁶⁾。小学校のクラス担任を定年まで続けた金森の実践は、NHKなどテレビメディアや多くの出版メディアが注目して紹介してきた。小学生に対して「生と死」をさまざまな教材を用いて実践してきた金森の授業は、「宗教教育」を考察する上でもたいへん重要な示唆を与えていると思われる。さらに、金森以外にも、「死の教育」「いのちの教育」を小学校などで実践している例は幾つも見ることできる¹⁷⁾。それらと「宗教教育」がどのように関わるのか関わらないのかという議論が必要であろう。

(2) 高等学校の「倫理」

現在の小中学校では哲学や宗教を体系的に学ぶ機会はないが、高校で学ぶ「倫理」は数多くの先哲の教えが含まれる科目なので、教員側の熱意と工夫によって「人生を深く考える訓練ができる」という熱意で取り組んだ教員がいる¹⁸⁾。そしてそれが、当時の生徒からは懐かしい思い出だと好意的に綴られた手紙には、その子どもたちは「選択だから取らない」「そういう授業はない」と言われたという。かつて「倫理・社会」は全員必修だったが、現在では、「現代社会」4単位、「倫理」2単位、「政治・経済」2単位から4単位以上が必須となる。大学入試科目において「日本史」「世界史」が中心であることから、大学進学に積極的な高校では「倫理」を遠ざける傾向が強い。

日本女子大学付属高校教諭の内田美和子は、「担当教員の方針・方法が最大限尊重されている」ということで、自らの「倫理」の授業のユニークな実践報告をしている¹⁸⁾。

実際に『倫理』の教科書を執筆した星川啓慈は、「高等学校学習指導要領」や『高等学校指導要領解説』による大枠のなかで、かつ、大学受験等も視野に入れ、紙幅の制限や「高校生向けの分かり易くて味わいのある文体で」などの制約を考慮しつつ執筆する困難さ、また教科書検定をめぐる問題などを論述した²⁰⁾。そして、結論として、高校における宗教教育は高校教員に依存する部分が非常に多いことを端的に指摘した。これは、高校で社会科の教員だった筆者の経験に照らしても首肯できる主張である。

5 . 三重県内宗教系学校の現況

これまでの議論をもとに、本節では、三重県内にある5つの宗教系学校の現況、すなわち「宗教教育」の実践について、現場の先生方へのインタビューを中心に報告したい。筆者の勤務校も三重県内にあること、神道・仏教・キリスト教の各宗教系学校があったことで、現況を検討するのに適切だと考えて調査を実施した。インタビュー以外にも、参加可能だった幾つかの行事に参加しているので、その一部も含めて報告する。

(1) 神道：皇學館中学校・高等学校

伊勢市にある共学の進学校。1963年高等学校、1979年中学校開校。

在校生で神道の信者はわずかであり、古事記・日本書紀等をあまり知らずに入学する者もいるという。

だが、入学後、学校行事で宗教に関する行事は、年間を通じて多い。毎週月曜日に行われる全校朝礼では、(伊勢)神宮と皇居への遙拝が行われる。年2回、6月と12月の神宮月次祭へは全校で参拝している。また、新入生は入学式翌日に、卒業生は卒業式前の朝、神宮参拝を行っている。修学旅行では現地の神社参拝を行っている。さらに、明治23年に教育勅語が公布された10月30日を「父母の日」として、「教育勅語」全文を毛筆で書く謹書や作文「父母の日に思う」を全校で実施している。

高校における「宗教」の授業は「神道」として、高校3年で1単位が配当されている。宗教科の教員2名が担当し、「先哲に学ぶ」というテーマで、橋本左内『啓発録』等が扱われる。高校1年では2単位、高校2年では1単位、「総合的な学習」の時間が配当されている。これは、国語科と地歴公民科の皇學館大學出身教員が担当している。1年次に皇學館の歴史や建学の精神、皇學館の歴史、建学の精神等が学ばれる。神話や神宮については、月次祭の後に参拝し施設学習している。博物館学習として、斎宮歴史博物館、神宮徴古館、皇學館大學神道博物館いずれかを見学している。2月には1泊2日の京都フィールドワーク実施し、平安神宮で全員参拝後、4～7人グループで半日ずつ、2か所を自ら決めた場所を参拝しレポートにまとめている。2年次は教育勅語と世界の宗教等が扱われる。キリスト教・仏教・イスラームの概説と神道との比較が解説され、国旗・国歌、人生儀礼などの話もある。また、2年の夏休みには氏神調査などもある。

宗教科以外の「総合的な学習」担当者には、共通プリントを配布してある程度の授業内容の統一を図っているが、それらの扱いを含めた個人差は大きいのが一つの課題でもあるという。同時に、神道的な教育を期待していない生徒たちへ、いかに伝えるかが課題となっている²¹⁾。

(2) 仏教(真宗高田派): 高田中学校・高等学校

津市にある共学の進学校。高田学苑の開校年は1872年。1964年より中高一貫コース開設。

生徒の信者はわずかであり、大学進学を目指して入学する者が多い。仏教科担当教員が「仏教」の授業を担当している²²⁾。

学校行事で仏教に関する行事としては、毎月1回の本山参詣と、それに含まれるが年4回の特別行事（5月宗祖降誕会、6月花祭り、9月追弔会、1月報恩講）を実施している。筆者は9月の追弔会に参加した。中学・高校の全校生徒が体育館に集合し、約50分間の行事に参加していた。講話以外は正座で、暑い時期の行事だったが、その時間内で体調を崩して出て行く者などはなかった。仏教科教員が司会を務め、「合掌」「礼拝」「直れ」等の号令や、「追弔会の和讃」「聖歌集・念仏」など該当箇所を指示していた。講話は仏教科主任教員が行った。約25分、秋彼岸に近い時期だったので、その説明から命に関する事、そして追弔会の和讃に関する解説が主な内容だった。代表生徒は講壇へ献花、舞台奥に設置された仏壇に焼香するなど、教員と共に儀礼へ参加していた。「真宗聖歌」は代表生徒だけではなく、全員で合唱し、経典も生徒・教職員全員で読みあげていた。なかには黙っている生徒もいたが、基本的には舞台（仏壇）に向かって、念珠を手に声を出していた。これらの行事は、仏教科教員だけではなく、他科目の教員らも年度ごとに担当を決めて実施している。

「宗教」の授業は、「仏教」として実施している。世界の宗教および、釈尊・親鸞を中心的に扱っている。「真宗」というより「宗教そのもの」を理解してもらうことが目的だという。中学・高校とも、『見真』（本願寺出版社）などのテキストを用い、プリントを配布しながらその解説を行っている。中高一貫6年制と高校3年制の2つのコースがあるが、例えば後者の場合、半分が釈尊（高校1年から高校2年の前半まで）、半分が親鸞（高校2年の後半から高校3年）という形で授業を展開しているという。

初めて真宗に触れるような生徒たち、宗教を誤解している生徒たちに対して、宗教的知識を伝える、誰がいて何をしたということ覚えさせるより、宗教というものに興味をもってもらうことを中心に授業を展開しているという。

（3）キリスト教

カトリック（エスコラピオス修道会） 海星中学校・高等学校

四日市市にある男子の進学校。1955年高等学校、1956年中学校開学。1972年中高一貫コース開設。

生徒のほとんどは、大学進学や全国的強豪の部活動などを目的に入学する。

宗教科の日本人担当教員と、修道会の神父が「道徳」「宗教」の授業を担当するが、神父の後継者不足などの問題もある。

学校行事の中で宗教行事は多くはない。12月にクリスマス祝賀会を、ミサではなくクリスマスに関する講話と歌の行事として実施している。隔年では11月に慰霊祭も実施する。生徒全員に2年間の逝去者で希望があれば芳名を書いてもらい回収する。簡易祭壇を設置し、花を飾

り、神父による聖書朗読の後、音楽をかけながら、逝去者のご芳名を読み上げている。教職員の役職者とクラス代表による献花を行い、神父からの挨拶がある。12月には生徒参加自由のミサ・パーティも行う。なお、中学単独の行事としては、7月に黙想会がある。学年ごとに、聖ヨゼフカラサンス館（多目的ホール）・図書館・会議室と学年ごとに分かれて実施している。

中学の「道徳」では、宗教の雰囲気になじませることを目的とした授業を行っている。テキストや聖書は用いず、担当者のプリントを中心に、キリスト教の入門的ビデオも使用している。高校では校内の議論を経て、3年ほど前まで「倫理」として行っていた内容を、「宗教」へ切り替えた（「倫理」自体は選択科目として存続）。各学年1単位を配当。聖書を用いて、その内容を現代社会にあてはめた解説を行っているという。高校1年は旧約聖書、高校2年は新約聖書、高校3年では現代的諸問題とキリスト教が授業内容である。旧約聖書では創造論を、新約聖書では隣人愛を中心的に取り上げるなど授業内容を一定程度そろえる以外は、担当者の裁量に任せ自由度を高くしている。

一般の生徒に信者はほとんどいない。だが、隣接する四日市サレジオ志願院に寄宿して通う生徒が6学年で約20名いる。神父等を志す彼らの存在は大きく、同年代で宗教と向き合う者が身近にすることで、それまで無関心だったような生徒も宗教アレルギー無く過ごしている。

カトリック（エスコラピオス女子修道会） メリノール女子学院中学校・高等学校

四日市市にある女子の進学校。1963年高等学校、1964年中学校開校。1981年中高一貫コース開設。

信者は全校で数名しかおらず、ほとんどが聖書を読んだこともない生徒であり、「宗教」担当の教員側の思いとのギャップに苦慮しているという²³⁾。

宗教行事としては、創立以来、毎朝のSHR前に、聖書の言葉や生き方についての短いメッセージを「宗教」担当のシスターが放送で行い、全員で主の祈りを唱える「朝の祈り」を行っている。また、学年別に年1回の修養会を実施している。司祭など講師による話を聞き、作業をすることで自分自身を振り返ることを目的としている。例えば、「自分の弱さと共に生きる」といテーマで、粘土の製作を行ったこともある。さらに、学年別に半日の奉仕活動も行っている。中学1年と高校1年は、校内に福祉関係者を招いて講話を通じて基本的な意味を学んでいる。その他の学年は、外部の施設（市内の老人福祉施設等）でお手伝いをしている。11月（カトリック死者の月）には愛悼式を行う。学院関係者の逝去者（恩人、先生、卒業生）のことを思い、自らの命を振り返る日と位置づけ、体育館に全校で集まり、講師の方による聖書の話と共同祈願を行っている。12月には、「クリスマス祝典」を実施している。

中学1年から高校3年まで一貫して、週1回の「キリスト教倫理」という授業がある。新旧約聖書の内容中心。聖書をもとにして生き方・価値観を伝える。全学年聖書は必携としている。中学生にはマザーテレサやキング牧師など社会に貢献した人びとを調べるレポート、高校生に

は、自宅近隣の教会に行って調べるレポートも課している。

カトリック（聖ヨゼフ修道会） セントヨゼフ女子学園中学校・高等学校
津市にある女子の進学校。1959年高等学校、1961年中学校開校。

かつては信者の生徒たちによるマリア会などのクラブもあったが、現在では全校で信者が数名という状況。大学進学と伝統校としての教育に期待して入学する者がほとんどであり、そのなかで、キリスト教信仰をどのように教育現場で生かすのかが問われている。宗教行事は、宗教部が担当するが、宗教部はほとんどが非常勤の教員というという体制である。大きな転換期を迎え、いくつかの試みを模索しているという。

年中行事としては、年2回の修養会（5月のマリアの日と11月上旬）は、丘の上のマリア像前で学年ごとに司祭の講話がある。11月2日「死者の日」に追悼ミサ、3月終業式に「ヨゼフの日」を行っている。12月の冬休み前の日曜日には、クリスマス・ページェントを行っている。合唱コンクール中学校・高等学校の優勝クラスがページェント内で合唱できることになっていることもあり、全校生徒にとってとても大きな行事に位置づけられている。また、毎朝5分間祈りの時間を設けている。

筆者は、9月に行われたアフリカでボランティア活動されていた修道会のシスターの特別講話に参加した。全校生徒が体育館に集まり、生徒会役員が司会をして会がつつがなく進行していた。このような来賓の方々による特別講話もしばしば行われている。

授業としては、中学1年から高校3年まで一貫して、「倫理宗教」を行っている。キリスト教というより「全人教育」の人間形成を目指す内容だが、筆記試験を行わないこともあり、生徒に対して、より積極的に参加できる内容へと改編を検討してきた。その一つの提案として、一昨年から「七つの習慣」を導入した²⁴⁾。一昨年、高校3年の後半に初めてこれを導入したところ好評だったため、昨年は中学1年と高校1年に導入した。中学1年は2学期に宗教行事も多くあるので、キリスト教に関する知識も説明しているという。

6. 若干の考察とまとめ

一般的に現代日本の初等・中等教育では、「宗教知識教育」が十分なされていないと言われ、それは前々節の事例から再確認できるだろう。宗教系学校では前節で見た通り、行事や授業を通じて、各学校独自の「宗教教育」に取り組んでいることは明白であり、それぞれの工夫が見られる。だが、各校とも教職員はもとより生徒も信者は大変少ない。したがって、いずれも布教的な態度ではなく、生徒たちの宗教アレルギーや宗教的無関心を取り払うような姿勢、「宗派教育」ではなく、「宗教知識教育」「宗教情操教育」をベースにした取り組みを実践している。

本稿では新宗教系学校の事例を扱えなかった。だが、先行研究を見る限りにおいて、既成宗教系の学校と大差はないようである²⁵⁾。

今回見出された、「倫理」を「宗教」に変えて、よりの確な指導を心がけようとする海星高校や、「七つの習慣」導入を機に、キリスト教というより、人間形成としての「倫理宗教」を研究するセントヨゼフ女学園高校のような新しい動向には、今後も注目していきたいと思う。

戦後の教育行政による、教育現場での「宗教」の「棚上げ」は、結果として、大学における「カルト問題」を引き起こしたと見なすことも可能だろう。「破壊的カルト」と呼ばれる団体が大学構内で勧誘活動を行っても、「原則リベラリズム」をとる大学側は嚴重に取り締まらない²⁶⁾。宗教的知識が乏しい学生には、友人関係を求めて「破壊的カルト」に入会してしまう場合もある。本稿のこれまでの説明でも、現代日本における初等・中等教育で、「宗教知識教育」が十分なされていないことは理解されよう。また、宗教系学校であっても、宗教の授業その他について、非信者が大多数のなかでどのように「宗教教育」を展開していくのかは、大きな課題となつて残っている。

今後、教員養成機関では「宗教学」や「宗教と教育」などの科目を取り入れることで、この重要性を認識させ、知識を得て現場に入るようにすることも必要なのではないだろうか。筆者は、さらに調査を続け、この「宗教教育」の問題を追究していこうと思う。

ご多忙のところ、本稿の調査にご協力くださいました各学校の先生方に深く感謝いたします。本研究は、平成 19 年度三重県私学教職員教育研究費助成を受けて行いました。

脚註

1) 教育基本法(昭和 22 年公布)の第 9 条「宗教教育」は、「宗教に対する寛容な態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。第 2 項 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」となっていた。これに対して、改正教育基本法(平成 18 年公布)の第 15 条「宗教教育」は、「宗教に関する寛容な態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。第 2 項 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」となっている(下線部は筆者)。すなわち、下線部のいわゆる「宗教知識教育」の必要性が追加されただけであることが分かる。

2) 貝塚茂樹・杉原誠四郎他, 2004, 『日本の宗教教育と宗教文化』, 文化書房博文社。杉原誠四郎, 2004, 『日本の神道・仏教と政教分離—そして宗教教育』, 文化書房博文社。貝塚茂樹, 2006, 『戦後教育のなかの道徳・宗教』(増補版), 文化書房博文社。など。本稿の以下の法律や法制度、戦後の展開などの議論は基本的にこれらを参照している。

3) 基本的に多くの研究者たちはこの「宗派教育」「宗教知識教育」「宗教的情操教育」という 3 区分に沿った議論を展開している。菅原伸郎は「対宗教安全教育」や「宗教寛容教育」を(菅原伸郎, 2005, 『宗教の教科書 12 週』, トランスビュー, 214-217.)。井上順孝は「宗教文化教

育」を（井上順孝，2007，『宗教社会学がよーくわかる本』，秀和システム。）提唱している。
また、藤原聖子は、宗教教育の整理として、研究方法と教育方法の組み合わせによる6分法を提示している（藤原聖子，2007，「英米の事例に見る宗教教育の新たな方向性」，『現代宗教 2007』秋山書店，210-212。）。

4) 宗教教育の「棚上げ」過程は、貝塚茂樹・杉原誠四郎他，2004，前掲書，貝塚茂樹，2006，前掲書等を参照のこと。本稿でも一部概略を述べておく。

5) 「心のノート」に関する賛否両論について、本稿では主旨から逸脱するので紹介しない。

6) 本稿では「宗教系学校」と表現するが、「宗教立学校」「キリスト教主義学校」などの表現もある。経営母体が宗教団体（宗教法人等）であるかどうかで厳密にみるのではなく、創立母体が宗教団体に関わる学校等も広く「宗教系学校」として考えたいという意図による。

7) 伝道会等の布教についての研究は、キリスト教史等の立場からによるものが現在も活発に成果を挙げている。本稿に関連するものとして、例えば、大江満らによる立教学院の創設時の研究（大江満，2003，「明治期の外国ミッション教育事業 立教築地時代の系譜」，『立教学院史研究』1，31-92。）などは、当時を見る上でたいへん参考になるだろう。

8) 国際宗教研究所編，2007，『現代宗教 2007』，秋山書店。近年刊行された宗教学や宗教社会学のテキストにおいて、「宗教と教育」に関する項目が収録されたのは、その重要性が広く注目されているということを示しているだろう（宮本要太郎，2006，「学校教育と宗教」，島園進他編，『宗教学キーワード』，有斐閣，38-39。大谷栄一，2007，「公教育と宗教」，櫻井義秀・三木英編『よくわかる宗教社会学』，ミネルヴァ書房，190-191。）。

9) 川又俊則，1997，「幼稚園における宗教教育に関する予備的考察」，『日暮里の民俗』，東京都荒川区教育委員会，262-273。川又俊則，2003，「高校における『宗教』教育の実態」，日本宗教連盟，『いま、「宗教教育」を考える - 教育基本法第9条の理念と現状』，日本宗教連盟，25-33。

10) 「教育現場における 宗教 : 三重県内の宗教系学校を事例に」第13回鈴鹿短期大学教員研究発表会（2007年3月1日）および、「教育現場における 宗教 三重県内学校の事例より」日本宗教学会第66回学術大会（2007年9月17日）。

11) 本稿で記述する3形態は、善家幸敏，1993，『国家と宗教 政教関係を中心として』，成文堂，3-17。及びそれを平易にまとめた窪田眞二，1996，「諸外国における公教育と宗教」，下村哲夫編，『学校の中の宗教 - 教育大国のタブーを解読する』，時事通信社，72-84。を参照した。

12) 江原武一編，2003，『世界の公教育と宗教』，東信堂。

13) 貝塚茂樹，2006，前掲書，119-141。

14) 貝塚茂樹，2004，「戦後教育における宗教教育問題 占領期における『宗教的情操』教育論議を中心に」，貝塚茂樹・杉原誠四郎他，2004，前掲書，96。

15) 菅原伸郎，1999，『宗教をどう教えるか』，朝日新聞社，19-20。

- 16) 金森俊朗, 2003, 『いのちの教科書』, 角川書店. 金森俊朗, 2005, 『希望の教室 - 金森学級からのメッセージ』, 角川書店. 他
- 17) 「子どものいのちの教育研究会」の活動にも注目したい。近藤卓編, 2003, 『いのちの教育はじめる・深める授業のてびき』, 実業之日本社. も参照のこと。
- 18) 菅原伸郎, 1999, 前掲書, 83-85.
- 19) 内田・原・美和子, 1998, 「自由に読ませる聖書」, 国際宗教研究所編, 前掲書, 142-145. その後、内田は「宗教文化をどのように伝えるか」シンポジウム(財団法人国際宗教研究所主催、2006年12月2日)において、「教育現場における宗教」というタイトルで、近年の授業などを報告した。いずれも貴重な実践例である。
- 20) 星川啓慈, 2007, 「高等学校の宗教教育と『倫理』『現代社会』の教科書」, 『現代宗教 2007』, 63-83.
- 21) 神道系学校の事例として、10年以上前の資料となるが、大阪市の浪速高等学校が紹介されている(藤井満, 1996, 「わたしたちはこう考える」, 下村編, 1996, 前掲書, 209-218.)。1年次に実施し、早朝の禊が行われる伊勢修養学舎という2泊3日の修養会が注目される。
- 22) 仏教系の事例は数多く報告されているが、真宗系学校の例を2つ見ておこう。1つは、京都女子学園中学校・高等学校である。毎週1回の礼拝、独自編集の教科書、掲示伝道、文書伝道などがなされているという(緒方正倫, 2003, 「いのちの不思議にめざめる」, 人間教育研究協議会編, 『教育フォーラム 22 心の教育の基礎・基本』, 金子書房, 117-128.)。もう1つは武蔵野女学院高等学校である。週1回の講堂朝拝や聖誕節・報恩講・悲田祭等の年間行事があり、週1回の宗教の授業では、信仰の領域に踏み込まずに、仏教的なものの見方・考え方を様々な形で提示することを心がけているという(艸下秀昭, 1997, 「東京の仏教主義高校における宗教教育」, 國學院大學日本文化研究所編, 『宗教と教育 - 日本の宗教教育の歴史と現状』, 弘文堂, 259-279. および、艸下秀昭, 1998, 「宗教教育のもろ刃の効果 武蔵野女子学院の宗教教育の試み」, 国際宗教研究所編, 前掲書, 26-35.)。
- 23) カトリック系の中学・高等学校における詳細な事例研究として、北川直利, 2000, 『ミッション・スクールとは何か - 教会と学校の間』, 岩田書院. を参照。
- 24) 「7つの習慣」とは、アメリカのフランクリン・コヴィー社の登録商標である。世界20カ国で1500万部以上の売り上げを記録するビジネス書(スティーブン・R・コヴィー, 1998, 『7つの習慣 成功には原則があった』, キングベアー出版.)は、日本でも100万部以上が売れたという。アメリカではこの内容の研修が、社員教育として実施されている。これを日本の小中高生向けに開発したのが「7つの習慣」である。
- 25) 例えば、天理教・PL教団などの宗教系学校の事例は、下村編, 1996, 前掲書に一部紹介されているので参照されたい。
- 26) 櫻井義秀, 2006, 『「カルト」を問い直す - 信仰の自由というリスク』, 中央公論新社.